

第4節 貿易経済協力局.....	183
経済協力	183
1. 基本的考え方.....	183
2. 主な経済協力関連施策.....	183
2. 1. 資金協力.....	183
2. 2. 技術協力.....	183
3. 2004年度経済産業省ODA予算.....	184
4. ODAをめぐる動き（民間事業者によるインフラ整備事業）.....	186
貿易投資政策	186
1. 対日投資促進.....	186
2. 貿易保険.....	186
2. 1. 貿易保険の概要.....	186
2. 2. 貿易保険をめぐる最近の動き.....	187
3. その他の貿易円滑化・活性化施策.....	187
貿易管理	187
1. 安全保障貿易管理.....	187
2. その他の輸出管理.....	191
3. 輸入管理.....	192
4. 為替管理.....	192
5. 日メキシコ経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明書発給制度.....	193
6. 輸出入申請手続の電子化ー貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）の運用ー.....	194
7. 相殺関税、アンチダンピング、セーフガード.....	194
8. 関税割当制度.....	195

第4節 貿易経済協力局

経済協力

1. 基本的考え方

世界経済のグローバル化の中で、途上国経済と我が国経済が共に発展し続けていくためには、[1] 経済開発、貿易・投資の促進等を通じた「途上国の持続的成長の確保」、[2] 世界の成長軸である東アジア経済と我が国経済との相互連携強化を通じた「日本経済の活性化」、[3] 地球の課題である「環境・エネルギー問題の解決」等が重要である。このため、経済産業省はアジア諸国の貿易投資環境、産業発展基盤の整備等の観点から、アジア諸国に展開する我が国企業の自主的努力を支援しつつ、日本の「顔の見える援助」の推進等にも留意しながら、重点的に協力事業を実施している。

具体的には、「途上国の持続的成長の確保」「日本経済の活性化」の観点から、ASEAN諸国を中心とするアジア諸国において、ハードインフラ整備、ソフトインフラ整備、及び産業人材育成等の分野で貿易・投資の円滑化に係る支援を実施している。その際、産業界と密接に連携して民間ニーズをくみ上げるとともに、民間活力の活用を進めることにより、協力事業を効率的に展開している。

2. 主な経済協力関連施策

2. 1. 資金協力

経済産業省は、円借款制度に関し3省体制（外務省、財務省、経済産業省）の中の1省庁として、制度の企画立案、個別案件への供与決定を行っている。資機材・サービスの調達先を特定の国に限定しないアンタイトの円借款とともに、我が国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて「顔の見える援助」を促進するため、通常より低金利で借款を供与する日本タイトの円借款制度（STEP）を実施している。また、経済産業省独自の取組として、我が国企業が参画可能な円借款案件の発掘・形成のための事業可能性調査を行っている。

(1) JETRO事業可能性調査（F/S）

人材等の育成、持続的な経済成長に必要な既存プラントの改修等に係る資金協力プロジェクトは、途上国における地球環境保全対策、経済成長の基盤となっている。このた

め、我が国の企業等の技術やノウハウを活用した事業の事業可能性調査（F/S）等を実施することにより、我が国の企業等が参画可能な円借款案件の迅速な発掘・形成を促し、円借款における我が国からの提案能力を高め、狭義の「要請主義」を超えた「対話型」援助を推進する。

(2) 援助信用事業可能性調査（F/S）

「顔の見える援助」を促進することを目的としたタイト円借款を確実、かつ迅速に実施するため、OECD輸出信用部会のコンサルテーション会合（同会合における商業性判断がタイト円借款供与の可否を左右）への対応に必要な事業可能性調査（F/S）作成等を推進する。

(3) 民活事業可能性調査（F/S）

途上国等において民間主体による経済インフラ整備事業が活発化しつつある。こうした事業への我が国企業の積極的な挑戦を後押しするため、[1] 途上国等の関連法制度等の調査をするとともに、[2] 途上国等の制度設計に対する知的支援や、[3] 個別重要案件の事業可能性調査（F/S）作成を支援し、我が国企業が参画可能な海外インフラ事業案件の発掘・形成を推進する。

2. 2. 技術協力

知的財産権の保護、基準認証制度の整備・共通化、物流効率化、環境・省エネルギー、産業人材育成を重点分野として、途上国開発の在り方に関する基礎的調査、開発プロジェクトの発掘、調査、形成、人づくり事業（研修生受入、専門家派遣等）、研究協力、実証事業等の技術協力事業を企画立案し、実施している。

(1) 研修生受入れ

途上国の産業技術者に対して民間ベースの研修を行い、実務研修等を通じて我が国の産業界が有する優れた技術・ノウハウを移転し、途上国の産業発展に大きく寄与する。

(2) 専門家派遣

アジアを中心とした開発途上国において貿易投資円滑化に資する制度整備、システム構築を推進するため、専門家を派遣し、業界団体・人材育成機関に対する指導助言を

行うとともに、産業人材の育成のため、企業等に専門家を派遣し、経営管理・技術指導を行う。

(3) 開発調査

鉱工業の開発は開発途上国の経済発展の基盤である。鉱工業開発の第一段階として、開発計画（マスタープラン）の策定、プロジェクトの実施可能性の検討（事業可能性調査）等の途上国政府の要請に対し、専門家からなる調査団を派遣し、現地調査や国内作業を通じて報告書を取りまとめる。

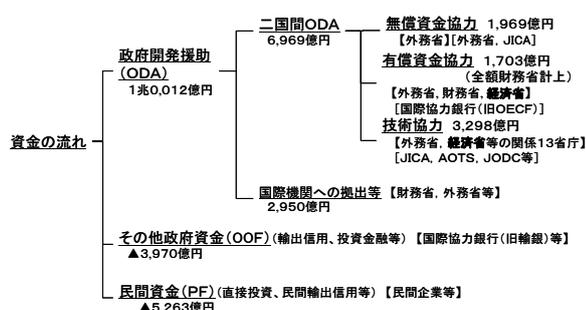
(4) 研究協力

我が国及び相手国の機関との共同研究によって、相手国固有の技術開発ニーズに係る研究協力を実施する。

(5) 実証事業

知的財産権や基準認証、物流、環境・省エネ等の分野における我が国の経済システム・制度等の普及を通じて東アジアの経済連携を促進するため、現地に精通し、豊富な経験・ノウハウを有する民間企業・NPO・大学等の提案に基づき、現地の実情に応じた先導的なモデル事業を実施する。

図：我が国から途上国への資金の流れ



※ 数字は2003年支出純額ベース(2003年DAC指定レート:1% = 115.90)
 ※※【】内は企画立案省庁、【】内は実施機関

3. 2004年度経済産業省ODA予算

1997年度まで伸び続けてきた経済産業省ODA予算は、「財政構造改革法」上の要請により1998年度に前年度比8.9%減(50,845百万円)と初めてマイナスとなり、以降、2002年度は前年度比17.1%減(39,212百万円)、2003年度は前年度比7.9%減(36,117百万円)と連続して減少してきた。

2004年度経済産業省ODA予算は、前年度比7.0%減の

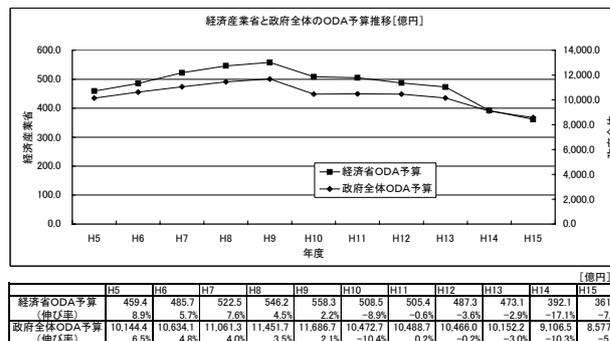
33,602百万円であり、主に次の事業を実施した。

表：経済産業省ODA予算の推移

(単位：千円、%)

	2004年度	2003年度	前年度比
経済産業省 ODA予算合計	33,601,668	36,117,137	▲7.0

図：経済産業省のODA予算の推移



(1) 海外開発計画調査委託費

開発途上国政府の要請を受けて、要請国の経済発展上有効と認められる産業振興策、電力開発計画等多くのテーマについて、独立行政法人国際協力機構（JICA）に委託し、開発計画調査を実施した。

(2) 資源開発協力基礎調査事業委託費

独立行政法人国際協力機構に委託して、資源開発分野における技術協力についての開発途上国の要請にこたえ、資源開発に伴う諸調査を実施した。このうち鉱物資源開発に関する知識・ノウハウを必要とする具体的な調査については、これらの知見が蓄積されている独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に再委託し実施した。

(3) 共同資源開発基礎調査事業委託費

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に委託して、資源探査を行う実施機関と共同で開発途上国における資源開発に伴う諸調査を実施した。

(4) 地球環境・プラント活性化事業等調査委託費

開発途上国における地球環境保全対策の推進、経済成長の基盤となる人材・中小企業等の育成、持続的な経済成長に必要な既存のプラントのリノベーション等に関する円借款案件について、迅速な発掘・形成を推進するための事

業可能性調査（F/S）作成を独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）に委託し実施した。また、同委託においては、事業実施の透明性・効率性の観点から、本委託費で過去に実施した事業可能性調査（F/S）に関する評価・フォローアップも実施した。

(5) 援助信用商業可能性等調査委託費

我が国の優れた技術・ノウハウの活用、途上国への技術移転等を通して我が国の「顔の見える援助」を促進することを目的としたタイド円借款を確実、かつ迅速に実施するため、OECD輸出信用部会のコンサルテーション会合（同会合における商業性判断がタイド円借款供与の可否を左右）への対応に必要な事業可能性調査（F/S）作成等を（社）海外鉄道技術協力協会等に委託して実施した。

(6) アジア産業基盤強化等事業委託費

経済産業省としてアジアワイドな視点から、ASEAN諸国を中心とした貿易・投資円滑化等に資する制度構築支援や人材育成支援を立案するに当たって必要な調査を実施した。

(7) 経済協力評価事業委託費

我が国がこれまで実施してきた開発途上国に対する経済協力事業について、事業の透明性と効率化に資するため、政府とは異なる視点やノウハウを持った外部専門家による事業評価を実施した。

(8) 開発途上国民活事業環境支援事業委託費

アジア等の開発途上国における民活事業を支援するため、[1] 民活関連法制度及び規制・税制等の民活事業環境整備等に関する情報の収集、事業リスクやコスト低減の可能性等の検討、[2] 途上国の民活事業環境整備に関する知的支援や制度構築に係る提言を行うための、特定国・特定セクターに係る官民合同研究会の開催等の実施、[3] 民活型インフラに係る案件の具体化を促進するための事業可能性調査（F/S）の作成を企業に委託して実施した。

(9) 国際機関協力事業委託費

アジア地域の生産性向上を目的とする国際機関であるアジア生産性機構（APO）の加盟国として、アジア諸国

の生産性向上に資するアジア生産性向上事業を（財）社会経済生産性本部に委託し実施した。

また、アジア太平洋経済協力（APEC）において実施の必要性が確認された経済・技術協力分野のうち、貿易・投資の円滑化に資することを目的とした研修受入事業を（財）海外技術者研修協会（AOTS）に委託し実施した。

(10) 貿易投資円滑化支援事業委託費

アジア諸国を中心とした開発途上国の貿易手続等の制度・ルール整備等を推進し、開発途上国の中長期的な経済発展を確たるものとするため、関連業界団体、人材育成機関等へ我が国の専門家を派遣し助言・指導を行う必要がある。開発途上国の業界団体等のネットワークを有する独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）に委託し、専門家派遣を実施した。

(11) 先導的貿易投資環境整備実証事業委託費

知的財産や基準認証、物流、環境・省エネ等の分野における我が国の経済システム・制度等の普及を通じて東アジアの経済連携を促進するため、現地に精通し、豊富な経験・ノウハウを有する民間企業・NPO・大学等の提案に基づき、現地の実情に応じた先導的なモデル事業を独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）に委託して実施した。

(12) 経済産業人材育成支援事業費補助金

開発途上国の産業人材育成、産業技術向上等を推進するため、（財）海外技術者研修協会が行う開発途上国からの経済産業技術研修生の受入等各種研修事業、及び（財）海外貿易開発協会が産業人材育成等に資する指導・助言を行う専門家派遣事業について、経費を一部補助した。

(13) ASEAN産業構造高度化事業費補助金

日・ASEAN諸国間の経済的相互依存関係の重要性にかんがみ、ASEAN諸国の産業高度化にとって重要な中小企業の育成と産業の情報化を推進するため、特にタイにおいて産業人材を育成すべく、（社）日・タイ経済協力協会がタイ国法人である泰日経済技術振興協会に委託して実施する中小企業人材育成事業、及び情報技術化促進事業に対し、その経費を一部補助した。

(14) 海外技術研修協力等事業費補助金

アジア諸国を中心とした開発途上国の留学生を対象に、我が国企業の社員寮等を宿舍施設として斡旋するとともに、協力日本企業の技術や文化等を紹介することによって留学生と我が国企業の理解を増進させ、多彩でかつ有能な人材の育成等に貢献するため、(財)留学生支援企業協力推進協会等が行う事業に対し、その経費を補助した。

(15) 国際機関拠出金関係

アジア太平洋経済協力(APEC)事務局、ASEAN貿易投資観光促進センター、国際連合工業開発機構東京投資・技術移転促進事務所(UNIDO ITPO TOKYO)等の国際機関等への拠出を行った。

(16) 研究協力事業費補助金

開発途上国の研究開発能力では解決が困難な開発途上国固有の技術開発課題を克服するために、我が国の技術力や研究開発能力を活用し、相手国の研究機関と共同で研究・分析や我が国への研究者の受入れ等を行う、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業に対し、その経費を補助した。

4. ODAをめぐる動き(民間事業者によるインフラ整備事業)

1990年代以降、途上国等において活発化した民間事業者によるインフラ整備事業は、アジア危機でいったん後退した。その後、途上国の公的債務と先進国のODA負担軽減の観点や、効率的で質の高い行政サービスを確保するといった観点から、近年再び注目されている。2002年に官民関係者の参加を得て行われた「海外インフラ事業促進研究会」報告書においても、海外インフラ事業の前提となる法制度が未整備な国や民営化を進める途上国に対するキャパシティ・ビルディング支援、参入障壁の高い市場へのトップセールスや政策対話の推進により、我が国企業が活動しやすい事業環境を整備していくことの必要性が指摘された。これを踏まえ、2003年度には、我が国企業の高い関心の高い国及びセクターとして、フィリピンエネルギーセクター、ベトナム電力セクター及び中国電力セクターに関する官民合同研究会を設置して検討を行った。

このような動きを受け、2004年度は、フィリピン、ベ

トナムも引き続きフォローしつつ、経済協力の観点からも我が国との関係が深いインドネシアに重点を置いた「アジア電力タスクフォース」において計5回の検討会を開催した。さらに、アジアPPP(Public Private Partnership:官民パートナーシップ)研究会を設置し計6回の会合を開催した。具体的には、都市交通、港湾、上下水道、行政サービス/ITの4分野において専門部会を設置し、[1]経済協力ツールと民間ビジネスとの協働方策の検討、[2]途上国におけるビジネスに対する新たな通商金融ツールの開発、[3]我が国民間企業のトータルサービスプロバイダー化、という視点に立って検討を行った。

貿易投資政策

1. 対日投資促進

2003年1月に小泉総理は施政方針演説で、対日投資倍増計画(2006年末までの5年間で対日直接投資残高の倍増を目標に掲げる)を発表した。これを受け、2003年3月、内閣総理大臣を議長とする閣僚レベルの対日投資会議において5分野74項目の具体的施策からなる「対日投資促進プログラム」を決定した。その下に設けられた専門部会(部会長:島田晴雄慶応大学教授)は、同プログラムのフォローアップを実施し、2004年にはその改定を行った。

経済産業省は、同プログラムに基づき、対日投資に関心を持つ外国企業・投資家等への利便性向上を図るために対日直接投資総合案内窓口を2003年5月に設置し、2004年7月には経済産業本省だけでなく全国の経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部にも窓口を設置した。また2003年度に引き続き、地域の特長を活かした外国企業誘致活動に努めている自治体の取組を支援する「先進的対内直接投資推進事業」を行った。

2. 貿易保険

2. 1. 貿易保険の概要

貿易保険は通常の保険では救済できないリスクをカバーする。これによってカバーされるリスクは次の2つに分類される。

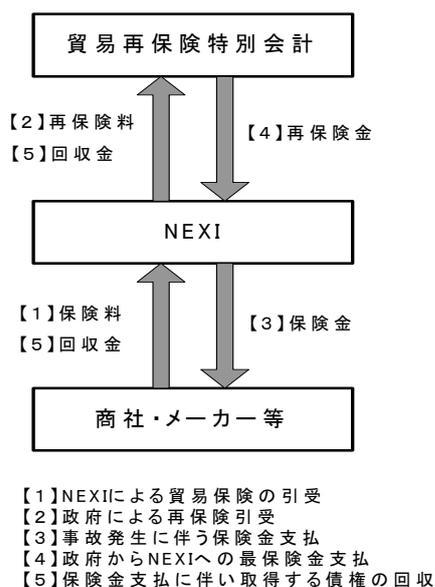
- ・非常危険(カントリー・リスク):戦争・内乱、収用、外貨送金停止等の当事者の責めに帰しえない危険
- ・信用危険(コマーシャル・リスク):取引相手方の破産、債務不履行等の取引相手の経済性に起因する危険

対象となる取引には様々な形態があるが、いずれも対外取引に伴うリスクをカバーすることで我が国の貿易・投資の円滑化(相手国にとっては信用供与)を図るものである。

貿易保険契約は、2001年4月1日以降、独立行政法人日本貿易保険(以下、「NEXI」(Nippon Export and Investment Insurance)と略す。)が行っている。しかし、次の理由から、国がNEXIから再保険の引受けを行っている。国側には、再保険の引受(再保険てん補率は90%)のため、貿易再保険特別会計が存続している。

- ・貿易保険が「通常の保険によって救済することができない危険を保険する制度」という事業の性格は変わらない。したがって、NEXIの引き受けられるリスクにはおのずと限界があり、国がNEXIに対して何らかの信用力の補完を行う必要がある。
- ・国でなければできないような通商政策上の判断を実現する必要がある。

図：政府とNEXIの関係



2. 2. 貿易保険をめぐる最近の動き

近年の金融技術の進展、リスクヘッジ手法の多様化等の情報変化等を踏まえ、2004年秋に「貿易保険分野における官民の在り方検討委員会」(貿易経済協力局長の私的研究会)を設置し、[1] 利用者のニーズに対応した質の高いサービスの提供、[2] 重点的政策分野への戦略化・重点化、[3] 民間参入円滑化のための環境整備の観点から検討を行った。12月にまとめられた委員会報告書において貿易保険分野における民間参入が打ち出されたことを受け、

2005年3月に策定されたNEXIの第2期中期目標(2005~2008年度)では、重点的政策分野への戦略化・重点化等の方向性が打ち出された。

3. その他の貿易円滑化・活性化施策

我が国経済の活性化を図る観点から、事業者の輸出努力を積極的に支援する各施策を2003年度に引き続き行った。「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」による輸入促進施策や(財)対日貿易投資交流促進協会(MIPRO)(2004年8月2日に製品輸入促進協会より名称を変更)を通じた輸入円滑化支援策、関連企業の業務負担を軽減するための貿易手続の簡素化・電子化施策も継続して行った。

貿易管理

1. 安全保障貿易管理

通常兵器、大量破壊兵器等の輸出管理に関しては、我が国を含む先進国を中心とした国際輸出管理レジームの動向を踏まえつつ、「外国為替及び外国貿易法」(外為法)、「外国為替令」(外為令)、「輸出貿易管理令」(輸出令)の規定に基づき、国際的な平和及び安全の維持という観点から実施している。

2001年9月11日に発生した米国同時多発テロ以降は、懸念国への大量破壊兵器等の不拡散という目的に加え、テロリストによる大量破壊兵器等の調達及び使用も念頭に入れ、実効性のある輸出管理を行うことが求められているところである。

(1) 安全保障貿易管理制度の概要

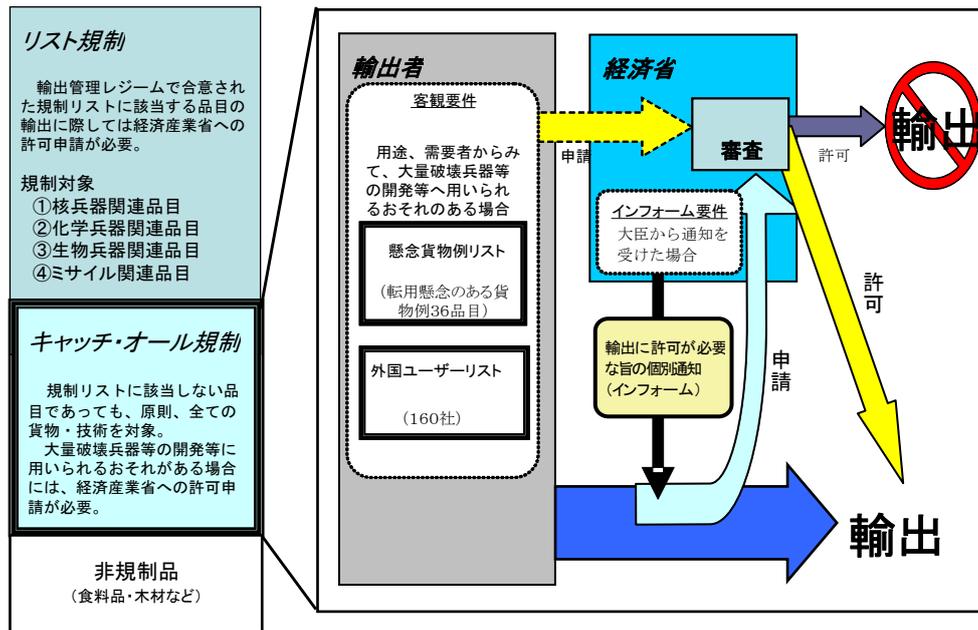
(ア) リスト規制

ワッセナー・アレンジメント等の国際輸出管理レジームにおいて、規制の対象とする旨合意された品目の輸出について経済産業大臣の許可を必要とするもの。

(イ) キャッチ・オール規制

食料品、木材等を除く全品目の輸出について、核兵器、生物・化学兵器、ミサイルといった大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可を必要とするもの(参照図:キャッチ・オール規制の仕組み)。

キャッチ・オール規制の仕組み



図：キャッチ・オール規制の仕組み（2004年3月現在）

(A) 規制対象地域

- ・下記26か国（すべての国際輸出管理レジームに参加し、キャッチ・オール規制を実施している国）を除く全地域を規制

（規制対象外の26か国）：

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国）（アルファベット順）

表：安全保障貿易に係る輸出許可申請件数（本省分）

2002年	8,209件
2003年	8,670件
2004年	9,150件

(B) 規制発動要件

- 客観要件
 - ・用途要件：その貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがあるときは、許可申請が必要

- ・需要者要件：最終需要者が大量破壊兵器等の開発等を行う旨、ないしは行った旨が契約書等に記録されているときは、許可申請が必要

- インフォーム要件：輸出者が経済産業大臣から通知を受けたときは許可申請が必要

（参考）外国ユーザーリスト^(注)の公表

輸出する貨物の需要者又は提供する技術を利用する者が本リストに掲載されている場合には、用途、取引の態様・条件等からみて、大量破壊兵器等の開発などに用いられないことが明らかなきを除き、経済産業大臣の許可が必要となる。

（注）外国ユーザーリスト：大量破壊兵器の開発動向に関する公開情報をベースに、経済産業省として知り得た様々な情報や過去の輸出管理の運用実績を踏まえて選定したものである。定期的に改訂を行うこととしている。

(ウ) 包括許可制度

(A) 一般包括輸出許可（第1種、第2種）

- ・貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、国際レジームの参加国等への輸出を包括的に許可する制度

(B) 特定包括輸出許可

- ・継続的な取引関係がある需要者等に対する輸出を包括的に許可する制度
- ・C P (コンプライアンス・プログラム) の届出が必要

(C) 特別返品等包括輸出許可

- ・防衛庁等向けに輸入した装備品や部分品 (1 項該当品) の不具合品、異品等を返却するための輸出を包括的に許可する制度・C P への届出が要件

(2) 武器輸出三原則等

武器輸出三原則等により、我が国からの武器の輸出は原則として禁止されている。

2004 年 12 月に新たな防衛計画の大綱が策定され、その際の内閣官房長官談話において、武器の輸出管理に関しては、武器輸出三原則等を維持しつつも、B M D (Ballistic Missile Defence : 弾道ミサイル防衛構想) システムに関する案件については、共同開発・生産を行うこととなった場合には、武器輸出三原則等によらないことと整理された。

(3) 国際輸出管理レジームにおける貢献

我が国は、N S G (Nuclear Suppliers Group : 核兵器関連貨物)、A G (Australia Group : 生物・化学兵器関連貨物)、M T C R (Missile Technology Control Regime :

ミサイル関連貨物)、W A (the Wassenaar Arrangement : 通常兵器関連貨物) のすべての国際輸出管理レジームに参加しており、これらの会合に出席し、輸出管理の連携、規制対象貨物リストの見直し、懸念調達活動に係る情報交換等を行っている (参照表 : 国際的な安全保障輸出管理の枠組み、図 : 安全保障貿易管理の変遷)。

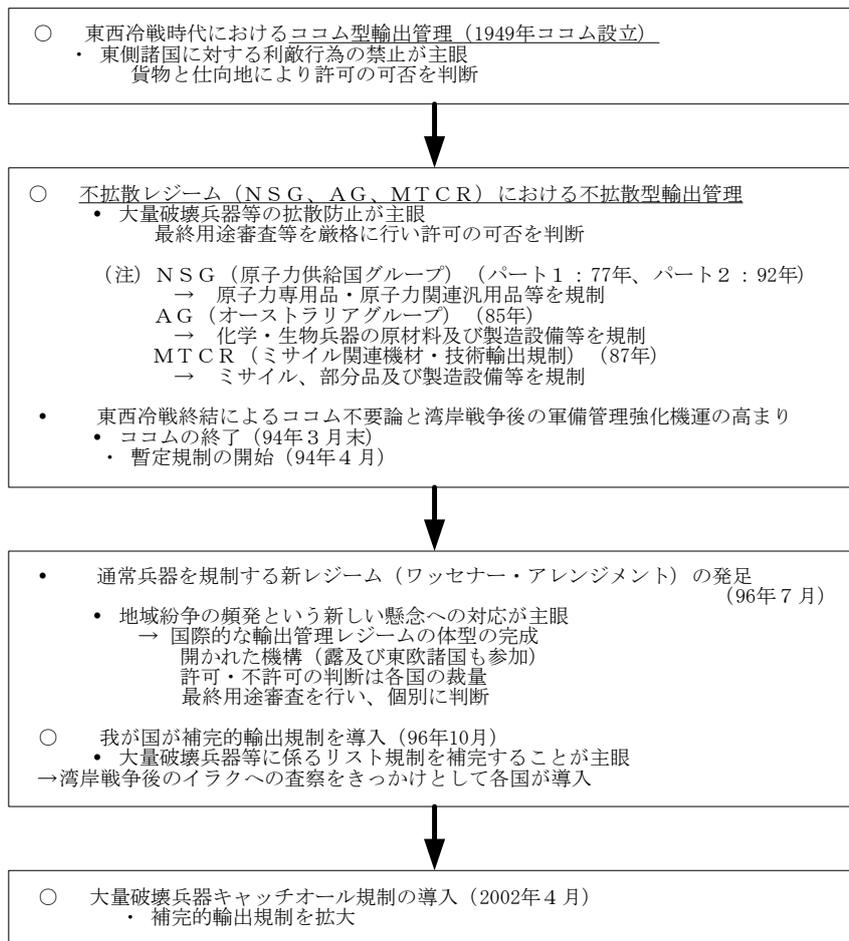
(4) 輸出管理アウトリーチについて

(ア) アジア輸出管理政策対話

大量破壊兵器関連貨物・技術の拡散を食い止めることは、アジアの安定的発展を図る上でますます重要な課題となっている。我が国は従来から懸念国への輸出に対し厳重な管理を行ってきたが、最近では第三国を経由した迂回輸出等手口が巧妙化している。こうした状況では輸出国のみの輸出管理では限界があることから、輸出管理分野でのアジア各国との連携関係を構築していく必要がある。かかる観点から、迂回輸出防止のための具体的施策を議論し、懸念国向け輸出を連携して阻止する仕組みを検討するため、関係国・地域政府の輸出管理部局の局長クラスによる第 2 回輸出管理政策対話を東京にて開催し、輸出管理の強化のための基本原則が議長声明として取りまとめられた。

表 : 国際的な安全保障輸出管理の枠組み

	通常兵器関連	大量破壊兵器等関連		
		核兵器関連	生物・化学兵器関連	ミサイル関連
条 約		N P T (核不拡散条約: Nuclear Non-proliferation Treaty) ・ 7 0 年発効 ・ 1 8 9 ケ国締約 (2003年9月現在)	B W C (生物兵器禁止条約: Biological Weapons Convention) ・ 7 5 年発効 ・ 1 5 4 ケ国締約 (2005年3月現在)	C W C (化学兵器禁止条約: Chemical Weapons Convention) ・ 9 7 年発効 ・ 1 6 7 ケ国締約 (2005年3月現在)
国 際 輸 出 管 理 レ ジ ー ム	ワッセナー・アレンゲメント (The Wassenaar Arrangement) ・ 95年12月設立合意 ・ 96年7月発足 ・ 参加国は38ヶ国 (2005年3月現在)	N S G (原子力供給国国会) Nuclear Suppliers Group ・ 参加国は44ヶ国 (2005年3月現在)	A G (オーストラリア・グループ) Australia Group ・ 参加国は38ヶ国 (2005年3月現在)	M T C R (ミサイル関連機材・ 技術輸出規制: Missile Technology Control Regime) ・ 参加国34ヶ国 (2005年3月現在)
その他		キャッチオール規制		



図：安全保障貿易管理の変遷

<第2回アジア輸出管理政策対話の概要>

- (A) 日程：2004年10月18日
- (B) 議長国：日本
- (C) 参加国・地域：オーストラリア、中国、香港、韓国、シンガポール、タイ、米国、日本
- (D) 議題
 - (a) 大量破壊兵器等の拡散をめぐる最新動向について
 - (b) アジアの輸出管理制度の向上のための課題について
 - (c) アジア地域全体の輸出管理分野のキャパシティ・ビルディングのための相互協力について
 - (d) 議長声明の取りまとめ
- (イ) アジア輸出管理セミナー
 アジア各国・地域の輸出管理政策担当者 (局長又は課長レベル) を招へいし、日本を含む各国・地域の輸出管理に係る経験やノウハウを共有し、輸出管理制度の整備に向けた方策や課題について理解を深めることで、アジア各国・

地域における輸出管理の強化を支援することを目的として、第12回アジア輸出管理セミナーを開催した。本セミナーは1993年度より毎年1回、東京で開催している。

<最近の実績>

- ・ 第10回 2003年2月25日～27日 (東京)
- ・ 第11回 2003年10月28日～30日 (東京)
- ・ 第12回 2004年10月19日～21日 (東京)

<第12回アジア輸出管理セミナーの概要>

- (A) 実施機関：(財)安全保障貿易情報センター (C I S T E C)
- (B) 参加国・地域：オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、ドイツ、中国、香港、インドネシア、韓国、ラオス、マカオ、マレーシア、モンゴル、パキスタン、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、アラブ首長国連邦 (ドバイ)、米国、ベトナム、日本
- (C) 議題
 - (a) 最近の大量破壊兵器の拡散と輸出管理をめぐる動向

- (b) アジアにおける輸出管理政策の進展
- (c) 輸出管理制度の強化に係る課題
- (d) 官民協力
- (e) 輸出管理の実施の改善
- (f) 国際連携

(ウ) アジア輸出管理研修

アジア諸国・地域の輸出管理政策・実務担当者を日本に招へいし、輸出管理の効果的運用のために必要な知識、ノウハウの移転を目的として、第6回アジア輸出管理研修を実施した。1999年度より毎年1回、東京で開催している。

<最近の実績>

- ・第4回 2002年11月12日～12月15日
- ・第5回 2003年11月12日～12月12日
- ・第6回 2004年11月16日～12月11日

<第6回アジア輸出管理研修の概要>

- (A) 実施機関：(財)安全保障貿易情報センター (C I S T E C)、独立行政法人国際協力機構 (J I C A)
- (B) 招聘国・地域：カンボジア、中国、ラオス、マカオ、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム
- (C) 議題
 - (a) 世界の不拡散体制
 - (b) 日本の輸出管理法制度
 - (c) 国際的輸出管理レジーム
 - (d) C I T (規制品目識別トレーニング)
 - (e) 企業の自主輸出管

(エ) 輸出管理現地セミナー

2003年12月の日・ASEAN特別首脳会議で採択された「日・ASEAN行動計画」において、効果的な輸出管理の実施の強化等に合意した。これを踏まえ、アセアン8か国において、セミナーを開催し、各国の輸出管理制度に関して広範に情報交換するとともに、我が国の政策的な協力分野について意見交換を行った。

- (A) インドネシア (2004年7月13-14日)
- (B) フィリピン (2004年7月16日)
- (C) タイ (2004年8月5日)
- (D) ベトナム (2004年8月12日)
- (E) カンボジア (2005年1月12日)
- (F) シンガポール (2005年1月25-27日)
- (G) ラオス (2005年2月7日)

- (H) ブルネイ (2005年3月28日)

(オ) 産業界向けアウトリーチ・セミナー

アジア諸国との輸出管理をめぐる連携の一環として、アジア各国・地域の現地企業及び日系企業に対して、輸出管理の運用実施に係る情報提供、企業への自主輸出管理に係る情報提供を行うことにより、アジア各国・地域の輸出管理の実効性の向上を図ることを目的として実施する。

<2004年度産業界向けアウトリーチ・セミナーの概要>

- (A) 日程：2005年2月22日 (於ソウル)
- (B) 実施機関：(財)安全保障貿易情報センター (C I S T E C)
- (C) 参加者：韓国の企業 (在韓国日系企業を含む)、韓国政府関係者など約200名が参加
- (D) 議題
 - (a) 輸出管理における最近の動向と韓国の輸出管理制度
 - (b) 政府と産業界の協力関係
 - (c) 民間企業における社内輸出管理

(5) 安全保障貿易管理の普及・啓発の促進

輸出関連企業等における輸出管理社内規程 (C P : コンプライアンス・プログラム) の整備を通じた自主管理の支援 (2005年3月末現在、約1,000社がC Pを届出) を引き続き実施するとともに、安全保障貿易相談窓口の設置、安全保障貿易管理説明会の開催 (2004年度は開催場所：47か所、参加人数：延べ約3,500名)、パンフレットの各税関や経済産業局、商工会議所等での配布等を通じ、我が国における安全保障貿易管理に対する普及・啓発に努めている。

2. その他の輸出管理

国際収支の均衡の維持、外国貿易及び国民経済の健全な発展、我が国が締結した条約その他の国際約束の履行、国際平和のための国際的な努力への我が国の寄与並びに我が国の平和及び安全の維持のため、次の要件に該当する貨物について、経済産業大臣の承認を必要とする規制である。

- ・国内の需給逼迫の回避等を図るもの (核燃料物質、魚粉、配合飼料等)
- ・輸出急増等防止のために必要なもの (漁船)
- ・輸出禁制物資 (国宝、麻薬、知的財産侵害品等)

・国際協定等に基づき資源保護等を図るもの（ワシントン条約に基づく野生動植物、バーゼル条約に基づく特定有害廃棄物等）

3. 輸入管理

「外国為替及び外国貿易法」（外為法）第52条及び「輸入貿易管理令」（以下、「輸入令」と略す。）の規定に基づき、外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第10条第1項の閣議決定を実施するため、次の輸入管理を実施している。

(1) 輸入割当て・承認（「輸入令」第9条、第4条第1項第1号）

特定の貨物の輸入について、輸入者に対し輸入することのできる数量又は価額を経済産業大臣が割り当てる制度で、輸入者が輸入割当て対象品目を輸入する際には、まず割当てを受け、その枠内でさらに輸入の承認を受ける必要がある。

<対象品目>

水産物、大麻、麻薬、あへん、ウラン鉱、原子炉部品、武器、ワシントン条約附属書Ⅰの動植物、モントリオール議定書に定める特定フロン 等

(2) 2号承認（「輸入令」第4条第1項第2号）

特定の地域を原産地又は船積地域とする特定の貨物を輸入する際に、経済産業大臣の承認を受ける必要がある。

<対象品目>

中国、北朝鮮及び台湾を原産地又は船積地域とするさけ、及びます並びにこれらの調製品、イラクにおいて不法に取得された文化財（国連安保理決議に基づく輸入規制）、非加盟国を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱ・Ⅲの動植物等

(3) 事前確認（「輸入令」第4条第2項）

特定の貨物を輸入する際に、事前に当該貨物所管大臣の確認が必要である。

<対象品目>

微生物性ワクチン及び免疫血清（治験用であることについて厚生労働大臣（人用）又は農林水産大臣（動物用）の確認）、一定の化学品（試験研究用であることについて経済産業大臣の確認）、特定の国を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱ・Ⅲの動植物のうち特定の種の貨物及び生きている動物（経済産業大臣の確認）等

(4) 通関時確認（「輸入令」第4条第2項）

特定の貨物を輸入する際に、通関時に一定の書類を税関に提出する必要がある。

<対象品目>

ワシントン条約附属書Ⅱ・Ⅲの動植物のうち2号承認及び事前確認を受けるべき貨物を除くもの、けしの実及び大麻の実（発芽不能の処理をしたものであることを証する地方厚生局麻薬取締部等発行の書類が必要）等

4. 為替管理

(1) 支払（許可）

「外国為替及び外国貿易法」（以下、「外為法」と略す。）第16条第1項に基づく「外国為替令」（以下、「外為令」と略す。）第6条第1項の規定により、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認める場合、我が国の平和及び安全の維持のため「外為法」第10条第1項に基づく閣議決定が行われた場合には、経済産業大臣の許可が必要である。

<国連制裁等その他の支払規制>

居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払で次のもの

- ・タリバーン関係者等に対する支払
- ・テロリスト等に対する支払
- ・チャールズ・テイラーリベリア元大統領他リベリア前政権の高官等に対する支払

(2) 特定資本取引（許可）

「外為法」第24条第1項及び「外為令」第15条第1項の規定により、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき、又は国際平

和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認める場合、我が国の平和及び安全の維持のため「外為法」第10条第1項に基づく閣議決定が行われた場合には、経済産業大臣の許可が必要である。

＜国連制裁等その他の特定資本取引規制＞

居住者による特定資本取引であって次に掲げる者との間で行うもの

- ・イラクとの特定資本取引（貸付けを除く）
- ・タリバーン関係者等に対する特定資本取引（借入れを除く）
- ・テロリスト等に対する特定資本取引（借入れを除く）
- ・チャールズ・テイラーリベリア元大統領他リベリア前政権の高官等に対する特定資本取引（借入れを除く）

(3) 役務取引（許可）

(ア) 「外為法」第25条第1項に基づく「外為令」第17条の規定により、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術を特定の地域において提供することを目的とする取引等が許可制とされている。

(イ) 「外為法」第25条第3項に基づく「外為令」第18条第1項の規定により、次のものが許可制とされている。

＜対象取引＞

- ・鉱産物の加工若しくは貯蔵、放射線を照射した核燃料物質の分離若しくは再生又は放射性廃棄物の処理に係る役務取引

(ウ) 「外為法」第25条第4項に基づく「外為令」第18条第3項の規定により、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難と認める場合、我が国の平和及び安全の維持のため「外為法」第10条第1項に基づく閣議決定が行われた場合には、経済産業大臣の許可が必要である。

＜対象取引＞

- ・宇宙開発に関する日米の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術の提供

(4) 仲介貿易取引

(ア) 「外為法」第25条第1項第2号に基づく「外為令」第17条第2項の規定により、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引は、経済産業大臣の許可が必要である。

(イ) 「外為法」第25条第4項に基づく「外為令」第18条第3項の規定により、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を重んじ、この法律の目的を達成することが困難と認める場合、我が国の平和及び安全の維持のため「外為法」第10条に基づく閣議決定が行われた場合には、経済産業大臣の許可が必要である。

＜対象取引＞

- ・イラクを原産地、船積地域又は仕向地とする貨物の仲介貿易取引（外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引）（2003年5月31日解除）

5. 日メキシコ経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明書発給制度

2004年9月17日に署名された「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」（以下、「日墨EPA」と略す。）は、我が国とメキシコとの間の貿易や投資の自由化等を図ることを目的とするものであり、両国間で取引される物品について、〔1〕WTO協定に基づく最恵国税率よりも低い特惠税率が適用される原産品を認定するための要件（原産地規則）、〔2〕原産地証明書の発給・確認等の手続が定められた。

そこで、日墨EPAに基づく原産地証明書の発給等に関する国内担保法として、「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」（以下「日墨原産地証明法」と略す。）が第161回臨時国会に提出され、2004年11月26日に成立した。

「日墨原産地証明法」では、日墨EPAに基づく原産地証明書の発給等を同法に基づき指定する機関（指定発給機関）が行うこととしており、東京、大阪など全国20か所の商工会議所が指定を受け、日墨EPAの発効日である2005年4月1日から原産地証明書の発給を開始する。

6. 輸出入申請手続の電子化－貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）の運用－

政府における総合物流施策大綱、規制緩和推進3か年計画等の閣議決定に基づき、「外為法」に基づく輸出入許可・承認の手続のペーパーレス化及びワンストップサービスの実現を目指し、2000年4月から貿易管理オープンネットワークシステム（以下、「JETRAS」と略す。）の運用を開始した。また、2002年11月に税関のシステムである通関情報処理システム（NACCS）とJETRASの接続連携を実施した。

(1) JETRASのメリット

JETRASにより、オフィスからインターネット等を介して輸出入許可・承認申請ができるため、申請者が経済産業省・経済産業局等の窓口に出向く必要がなくなり、輸出入手続のペーパーレス化、許可・承認証の取得までに要する時間の短縮を図ることができる。

また、NACCSとの接続により、電子許可・承認証や電子裏書き情報がNACCSへ自動送信され、税関端末からの参照・確認が可能となるため、税関申告時に許可・承認証を持参する必要がなくなる。

(2) JETRASの利用状況

2004年の輸出入許可承認に係る電子申請件数は4,413件であった。

(3) 業務・システムの最適化

電子政府構築計画に基づき、2005年3月に業務・システムの最適化計画を策定した。

7. 相殺関税、アンチダンピング、セーフガード

(1) 相殺関税（「関税定率法」第7条）

補助金交付を受けた貨物の輸入が、我が国産業に実質的に損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国産業の確立を実質的に妨げる事実がある場合において、当該我が国産業を保護するため、必要があると認められる場合に、当該補助金の額と同額以下の関税を賦課する。

<最近の状況>

- ・ダイナミック・ランダム・アクセス・メモリー（DRAM）（韓国）

・2004年

6月16日 エルピーダメモリ(株)、マイクロンジャパン(株)から申請

8月4日 調査開始

(2) アンチダンピング（「関税定率法」第8条）

不当廉売された貨物の輸入が我が国産業に実質的に損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国産業の確立を実質的に妨げる事実がある場合において、当該我が国産業を保護するため、必要があると認められる場合に、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額と同額以下の関税を賦課する。

<最近の状況>

韓国及び台湾産ポリエステル短繊維の一部に対するアンチダンピング調査を行い、2002年7月26日からアンチダンピング税を賦課することを決定した。

(ア) 申請者：帝人(株)、東レ(株)、(株)クラレ、東洋紡績(株)、ユニチカファイバー(株)

(イ) 経緯

・2001年 2月28日 申請

4月23日 調査開始

・2002年 7月19日 調査終了

7月26日 アンチダンピング税賦課

(ウ) アンチダンピング税

・韓国 5社 0～6.0%

・その他 13.5%

・台湾 全社 10.3%

(3) セーフガード（「関税定率法」第9条、「関税暫定措置法」第7条の7、「外国為替及び外国貿易法」第52条）

特定品目の貨物の輸入が増加し、当該貨物の輸入が国内産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがあること等が認められる場合において、国民経済上緊急の必要性が認められる場合に、関税の賦課又は輸入数量制限を行う。

<最近の状況>

(ア) ねぎ、生しいたけ、豊表（一般セーフガード）

・2000年 11月24日 農林水産大臣から調査開始要請
12月22日 調査開始

・2001年 4月23日 暫定措置発動

11月8日 暫定措置終了

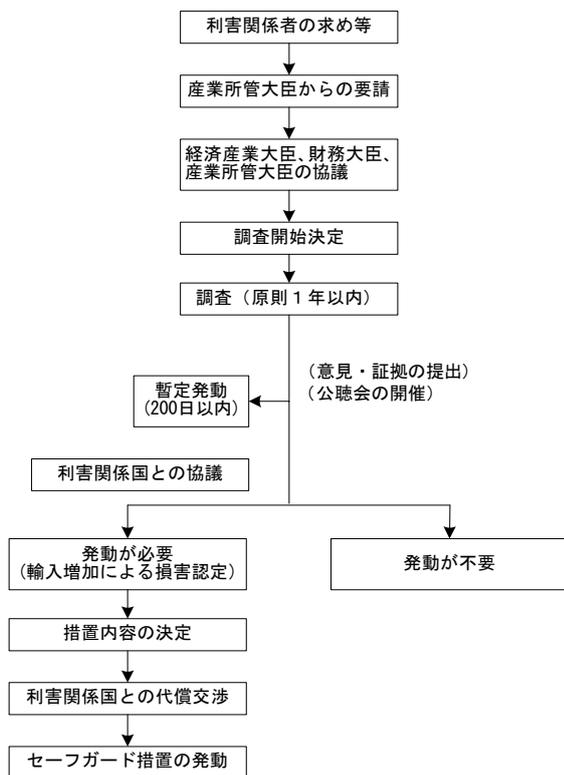
12月21日 調査期間終了

(確定措置を発動せず)

(イ) タオル (繊維セーフガード)

- ・2001年 2月26日 日本タオル工業組合連合会が経済産業大臣に対して調査開始要請
- 4月16日 調査開始
- 10月15日 調査期間延長
- ・2002年 4月15日 調査期間再延長
- 10月15日 調査期間再延長
- ・2003年 4月15日 調査期間再延長
- ・2003年 10月15日 調査期間再延長
- ・2004年 4月15日 調査終了 (発動せず)

一般セーフガード措置の発動手順



図：一般セーフガード措置の発動手順

(2) 関税割当制度の概要

本制度は「関税定率法」第9条の2及び「関税暫定措置法」第8条の6第2項に基づき、特定の物品について2段階の関税率を定め、一定数量 (関税割当数量) の範囲内での輸入に対し、低い関税率 (1次税率) を適用するものであるが、輸入割当制度と異なり、2次税率での輸入量を制限するものではない。なお、当該関税割当数量については、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣の共同閣議請議案件である「関税割当制度に関する政令」において定められている。

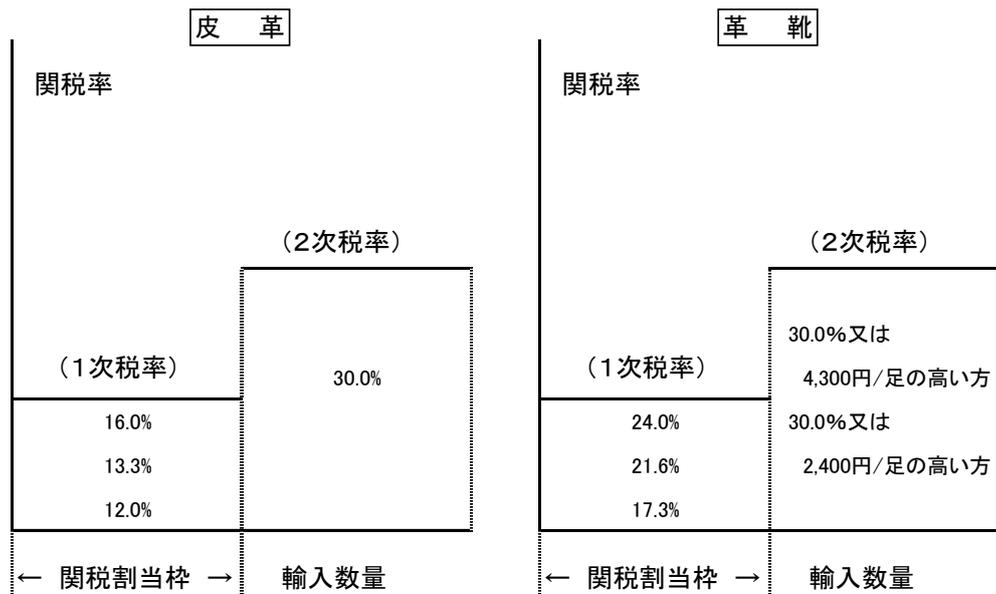
<対象品目>

(経済産業省関連)：皮革3品目、革靴

8. 関税割当制度

(1) 輸入数量制限の撤廃及び関税割当制度の導入の経緯

我が国は、米国及びEU (当時EC) とのGATT (関税と貿易に関する一般協定) 28条交渉の合意に基づき、1986年4月、皮革・革靴等の輸入数量制限 (IQ) を撤廃し、関税割当制度 (TQ) を導入した。



図：関税割当制度の概念図